

神崎町・大河内町合併協議会財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、神崎町・大河内町合併協議会規約(以下「規約」という。)
第16条の規定に基づき、神崎町・大河内町合併協議会(以下「協議会」という。)の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(予算)

第2条 協議会の予算は、神崎町と大河内町(以下「両町」という。)の負担金、補助金、繰越金及びその他の収入をもって歳入とし、協議会の事務の管理、執行に要する経費をもって歳出とする。

2 協議会の会長(以下「会長」という。)は、毎会計年度歳入歳出予算案を編成し、年度開始前に協議会の承認を得るものとする。

3 協議会の会計年度は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第208条第1項の規定を適用する。

4 第2項の規定により承認を得たときは、会長は、当該歳入歳出予算書の写しを速やかに両町の長に送付しなければならない。

(予算の補正)

第3条 会長は、協議会に係る既定予算の補正を必要と認めるときは、その旨両町の長に申し出るものとする。

2 前項の申出に基づき、両町の長が協議会に係る既定予算の補正すべき額を決定したときは、会長は補正予算案を編成し、速やかに協議会の承認を得るものとする。

3 前条第4項の規定は、前項の規定により補正予算案が協議会の承認を得た場合に準用する。

(予算の流用及び予備費の充用)

第4条 歳出予算の流用及び予備費の充用は、事務所の所在町の財務規則の例による。

(歳入歳出予算の区分)

第5条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。

3 当該年度において必要かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定めるもの以外の項及び目の区分を定めることができる。

(出納及び現金の保管)

第 6 条 協議会の出納は、会長が行う。

- 2 協議会に属する現金は、金融機関に預金する等、安全な方法によって保管しなければならない。

(出納員)

第 7 条 会長は、協議会の事務局職員のうちから出納員を命ずることができる。

- 2 出納員は、会長の命を受けて協議会の出納その他の会計事務を処理する。
- 3 会長は、その事務の一部を出納員に委任することができる。

(収入及び支出の手続)

第 8 条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続は、事務所の所在町の財務規則の例による。

- 2 出納員は、次の各号に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。
 - (1) 予算整理簿
 - (2) 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊

(決 算)

第 9 条 会長は、毎会計年度終了後遅滞なく、協議会の決算を調製し、協議会の承認を得るものとする。

- 2 会長は、前項の承認を得るにあたっては、規約第 17 条の規定により定められた監査委員の監査を受け、その結果を添えなければならない。
- 3 会長は、第 1 項の規定により協議会の承認を得たときは、当該決算書の写しを両町の長に送付しなければならない。この場合においては、当該年度の事業報告書その他必要な書類をこれに添えなければならない。

(補 則)

第 10 条 この規程に定めるもののほか、協議会の財務に関し必要な事項は、事務所の所在町の例によるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 16 年 2 月 4 日から施行する。

(読替規定)

- 2 協議会を初めて設置した年度については、第 2 条第 2 項中「年度開始前に」とあるのは「協議会設置後最初に開催する」と読み替えるものとする。

別表第1（第5条関係）

歳入予算の款項の区分及び目の区分

款	項	目
1 分担金及び負担金	1 負担金	1 負担金
2 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
3 諸収入	1 預金利子	1 預金利子
	2 雑入	1 雑入

別表第2（第5条関係）

歳出予算の款項の区分及び目の区分

款	項	目
1 総務費	1 総務管理費	1 会議費
		2 事務局費
2 事業費	1 調査啓発費	1 調査啓発費
3 予備費	1 予備費	1 予備費